

第十三回

出席者は左の通り。

委員

衆議院議員

事務局側

参事(第三
部第二課長)
岡崎 庄盛君

第十二部 運輸委員會會議錄第二十八号 昭和二十七年六月十日 【參議院】

は保険業法だとか、或いは食糧管理法だとか、漁業法だとかいうような法律を参照いたして見ましても、本法案と

形をとるかという御質問かと存じます
るので、かような考え方でお答え申上
げたいと存ずるのであります。方法と

○政府委員(甘利一郎) 先ほどの三
 条の許可に關しましては、今提案者か
 ら御説明のありましたように、事重大

は広汎な意見を聴取して行く上にお
て必要だと思うのですが、そうい
う点について、当局としてお考えになつて

いる点があれば一つこの際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(甘利忠一君) 丁度審議會を要する際に、今まで船主、造船所の代表者が入つておりましたが、金融界も勿論入りますが、船主のほうの代表のほかに船員なり、それから造船業の代表として経営者のほかに労務者側の代表、そういうかた々も入れて頂き、もつと広汎なメンバーで組織したいと、こう考へておりますし、今お話し点十分考慮いたしたいと思ひます。

○委員(山縣勝見君) 他に御質疑がなければ、質疑はこの程度で打ち切りたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(山縣勝見君) 御異議ないようでありますから、それではこれより討論に入ります。賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小泉秀吉君 私には本法案に賛成するものであります。

独立後におきます我が国の造船業の消長は、直接海運業との関係におきまして、はた又関連産業等の関係におきまして、誠に重大なる国家的関心事であるに鑑みまして、これが育成助長を図るべきは当然のこととあります。が、国家財政の現状におきまして、直ちに積極的これが補助政策などを講じがたいから、本法は誠に消極的ではあるが、この程度の整備方を以て差当り海運、否、造船産業の育成を図ろうというのが本法の目的であります。併しながら本法の運営に当りまして、私は運輸大臣の許可権能というものが、無条件で存在することにはいささか

疑義を有しておつたのでございまして、先般の質疑応答並びに只今の提案者並びに政府当局の御発言によりまして、近く改正されるべき造船合理化審議會を以て、そうした独断専行の弊を除くために、本法に規定している重要な事項に対する許可等に対しては、その審議會に諮問をするという御発言を信頼をいたしまして、本法案に賛成をいたす次第でございまして、

○委員(山縣勝見君) その他ございせんか。

○小酒井義男君 只今小泉委員からも言われましたように、いろ／＼と本日委員会における提案者並びに当局の御答弁というものが、今後の運営に必ず反映させ得る措置をとられるものという確信を得ることができましたので、やはり現在の実情においていろ／＼な観点からこうした措置をとることは極めて必要であらうと思ひますので、本法案の成立に対して賛成の意を表するものであります。

○委員(山縣勝見君) 他に御発言ございせんか。……別に御発言もないようでありますから、討論はこれを以て終結したものと認めてよろしうございせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(山縣勝見君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議におきます委員長の口

頭報告その他事後の手續に關しましては、慣例によつて委員長に一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。なお慣例によりまして、本案を可とされたかたの御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

高田 寛 小泉 秀吉
植竹 春彦 仁田 竹一
高木 正夫 小酒井義男
前之園喜一郎 深川榮左エ門

○委員(山縣勝見君) 次に離島航路整備法案を議題といたします。前回に引続きまして御質疑のおありのかたは御質疑願ひます。なお衆議院において本案の修正案が委員会において可決されております。本会議はまだ通つておりませんが、その修正点について一応衆議院から御説明を願ひましよう。

○衆議院議員(關谷勝利君) 衆議院の委員会におきまして修正をされました点につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

この法案におきましては航路補助と利子補給と損失補償の三つが謳われておつたのでありますが、この損失補償を私たちはこの法案に織込みました理由といたしましては、従来開港銀行等におきまして、この離島航路の定期航路に對しますところの支出が非常に融資が困難である、こういうふうなことを言われておりましたし、見返資金の中からも非常に困難である、そういうことになりまうとすると、勢い市中銀行の金融に頼らなければならぬと、こういうふうなことになるつてお

りましたので、そういったするためには、どういたしましても担保力も余り十分ではありませんので、三割程度の国家が損失補償をしなければ、市中金融機関が融資をしないであらうと、そういうふうなことからどうしてもこの損失補償をというので、これ離島航路であつたのであります。ところが先般予算獲得というふうな議員立法は、予算委員会との協議を要するというもので、協議をいたしました際に、衆議院の予算委員長といたしましては、この種の損失補償というふうな点につきましては、諸種の事情から考へて余り適當ではないと考へるので、異論があるというふうなことに相成つて参りましたので、そういうことになりましたので、金融を円滑にやるといふことができないのではありませんかというので、予算委員長からもそれに代るべき何らかの方法があるかというふうなことで、大蔵当局、安本当局へ強力に申入を行なつてもらつたのであります。その結果大蔵当局におきまして、安本当局におきまして、でき得る限りの金融をするんだと、こういうふうなことがはつきりいたして参つたやうな次第であります。なお委員会に大蔵当局並びに安本本部の当局者を呼びまして、いろ／＼質疑をいたしました際に、開港銀行の枠の中に、この開港銀行のほうへ大蔵省のほうから話してでき得る限りの融資をするようにする、従来は非常にこの開港銀行あたりから出すことが困難であつたが、それは国会のこういうふうな熱意に動かされて、必ず御期待に副うようにするといふふうな大蔵当局の確約もありましたし、なお又安本当局へ尋ねまして、

同じように融資の方法は必ずやるんだというふうな答弁を得ますし、なお又大蔵当局で握つておられますところの中小企業の見返資金の枠も、これも又この融資の対象になり得るというふうなことがはつきりわかつて参りましたので、融資は必ず円滑にでき得るものと、こういうふうな確約を得ましたので、それならば、この損失補償を設けておきますこの意味と申しまするか、目的は達成せられたと、こういうふうなことでもその損失補償の条項を削除することに相成つたのであります。極めて簡単であります。が、御報告申し上げます。

○前之園喜一郎君 資料を出してもらふように願ひましたが……

○委員(山縣勝見君) 資料出ていますか。……只今配付いたします。

○前之園喜一郎君 この法案の中には、先般衆議院を継続いたしましたやうに相當議論の余地があると思ひます。ちなみに最近こういう法律が次々に出る傾向にあるのです。今後国家財政との影響というものを考へなければならぬのじやないかと思ひます。なお又こういう法案が出ましたときに、運営の面からいふところの運輸大臣等は、こういう法案に対してどういう考へを持っておられるかということも、一応質しておき必要があるかと考へるわけでありまして、そこで次回にできれば大蔵大臣、若し大蔵大臣が都合があれば主計局長と運輸大臣の御出席をお願いいたしまして、只今の点について一通り質疑を重ねたい、こういう意見を持っておりますので、お諮り願つて御決定を願ひたいと思ひます。

同じように融資の方法は必ずやるんだというふうな答弁を得ますし、なお又大蔵当局で握つておられますところの中小企業の見返資金の枠も、これも又この融資の対象になり得るというふうなことがはつきりわかつて参りましたので、融資は必ず円滑にでき得るものと、こういうふうな確約を得ましたので、それならば、この損失補償を設けておきますこの意味と申しまするか、目的は達成せられたと、こういうふうなことでもその損失補償の条項を削除することに相成つたのであります。極めて簡単であります。が、御報告申し上げます。

○委員長(山縣勝見君) 只今前之國委員から御発言がありました、これは委員長において大体本案を上げますまでに、運輸大臣、大蔵大臣、勿論大蔵大臣が差支がありますれば、只今お話の主計局長或いは政務次官を當委員會に出席を求めまして、只今前之國委員のお話の点を質した上で審議をいたしたいと考えております。

○前之國書一郎君 これは只今海運局からこの前の資料の一部と思われるものを御配付になったのですが、一応これについて御説明願います。

○委員長(山縣勝見君) 只今前之國委員から御要求が出ましたから、御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡田修一君) 只今お配りいたしました資料は、二十六年度に補助金を交付いたしました会社の各航路の欠損の状況と、それに対する補助金の交付額でございます。一番最初に補助の対象になる航路名を記入しております、その次が経営しております会社でございます。その次がその航路の欠損額であります。これは会社から出しておりますものを、運輸省のほうでいろいろ調査いたしました、そうしてその欠損の額を査定してきめたものでございます。それに対して補助金を、三〇%の額をその次に交付額として出しているわけでございます。一番最後に出ておりますのは、その航路の収支状況はどうか、会社全体としてはどうかの損益があるかというものを示しております。そこで先般の本委員會で御質問のありました利益を得ている会社の状況はどうかというところでございまして、この表で御覧願います通りに、会社全体として益を出しておりますのは、佐渡航路を

経営しております佐渡汽船会社でございます。この会社が前年度二百六十九万九千円、約二百七十万円の利益を出しております。補助航路といいたしましては、ここにありますが、千四百十八万円の赤字でございまして、それに対して三百四十六万円を補助しているわけでございます。ところがこの会社はこの定期航路のほかは機帆船を相当数持っております、新潟と北海道の間、或いは新潟周辺の機帆船輸送或いは回漕業、こういうものをやつておりまして、それで最後の備考欄に挙げておりますように、千九百万円からの利益を挙げております。で、配当は現在五分いたしている状況でございます。それからその次に利益を挙げておりますのは九州郵船会社でございます。この会社はこの補助を受けております三航路におきましては、千百万円からの赤字でございまして、これに対して三百三十五万円の補助金を出しております。併し会社全体としては三十万円の利益を出しております。この利益を出しております主たるものは、この兼営事業として小さい客船を英軍に貸して、その用船料収入がこの兼営事業収入でございまして、この会社はこの補助航路のほかにも二航路ほど航路を営んでおりますが、その航路は黒字が出ております。その他の二航路とこの兼営事業の収入とを合せて、そのバランスが会社全体として三十万円余りの利益であります。配当はいたしております。それから九州郵船、九州商船会社、この会社が同様に四百六十万円の利益を挙げております。で、補助航路といたしましては、ここに五つの航

路があります。これで千六百十六万円の赤字、それに対して五百九万円の補助であります。この会社もこの航路のほか他に十航路以上の航路を営んでおります、その航路が相当黒字になっておりますので、この兼営事業収入として挙げておりますのは、小型客船を他に貸しているというこの用船料収入と、その備考の括弧に書いてありますように、船舶売却代金として二百三十八万円というものがございまして、まあこういうものを全部引くると、めった収支が四百六十万円という黒字になっていくわけでありまして、この会社はまあ倍額増資予定もございまして、配当一割という決算状況でございます。大体その三社が会社全体として利益を出しておりますが、その他は相当額の赤字を出しております。前之國書一郎君 只今の大体御説明でわかるようなものですが、私も要求したいのは、例えば九州郵船、それから黒字を出しているものもあるわけですから、ずつと九州郵船の航路がこれである。そしてどの航路がどれだけの黒字、どの航路はどれだけの赤字、その他別に収入があるならばそういうものもずつと同じ所に出してもいいというのです。そうして配当しておるならば配当しているというふうなふうに一本にまとめて、黒字のもの又は赤字のものもわかりやすいように一つ出して頂きたいわけでありまして、黒字の分は口頭で御説明になつて、赤字のものは表をお出しになつて、我々検討するに厄介でありますから、そういうものをもう少し詳細によくわかるように表をお作りになつ

て、次の委員会までに御提出をお願いいたします。

○委員長(山縣勝見君) 前之國委員にちよつと申し上げますが、今の要求された資料について、海運局長から申上げたいと言われておりますが、あとでよろしくございませうか。

○前之國書一郎君 あとで……今の欠損査定額については、いろいろ調査をしたと言われるのですが、いろいろ調査したというのはどういう調査をされたのか、これはまあ会社のやり方で、効率的な運営をすれば欠損をしない場合でも、運営が悪ければ欠損をする場合もあるし、又帳簿自体においてもどういふ、会計検査院でやつておるような人によつて、やつても内容はあつて、から違つたりするものですね。そういうような点をもう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。それもできればやつぱりさつき申上げた表に、一緒に一つこういうようなことをやつたのだというところを詳しく一つ書いてもらいたいと思つております。

○政府委員(岡田修一君) 先ほど御要求のありましたこの補助航路以外の各航路の収支状況でございますが、実は私も各会社から取っておりますのは補助航路だけでございまして、その他全体として引つくるめてどれだけの収益になつておるかというふうなことでございまして、各航路の収支状況といたしまして、この次の委員会までにはいささか間に合いかねると思つております。この欠損査定額の、欠損の査定につきましては、これは会社から出して来ましたが、その各航路に就

航している船の数、それから乗組船員、そういうものからして、實際どれだけの支出が適当であるかというふうなことを一々当りまして、そうして過度の支出をしているところはこちで適当と思つて支出額に査定するといふうなやり方をつとめてございまして、その査定の方法につきましては、この次の委員会までに表にして御提出したいと思います。

○前之國書一郎君 この赤字の数字を出すのに、やはり黒字の内容がよくわからんと出ないのじやないでしょうか。例えば一つの事務所の中に、各航路の事務をつとめている事務員がたぐさおる。或いは建物も使つておる。その他共通で使つておるものも相当にあるわけでありまして、それらの問題等を研究するに、やはり黒字のものがはつきりわからないと正確なものが出ないのじやないですか。あなたのほうでそういう調査をなさらないといふのは少しおかしいと思つてございまして、この次に二、三日でしようから、この次に間に合わなければその次でも結構です。一つ詳細なものをお出し願つて、私どもに研究の資料を御提供願いたいと思つております。

○政府委員(岡田修一君) 只今の点前之國先生の申される通りでございますが、誠に申訳ない次第でございます。けれども、現在そういう方法をとつておられますので、今お話の船費のこととこの各航路の収入と、これを見まして、そして按分して割付けているといふうな方法をとつております。今各航路の収支状況を各地から取るとい

北野道、新潟でございますか、でありますので、ちよつと相当な時日がかかると思ふのです。

○前之園喜一郎君 これは三、四日あればできるでしょう。私どものほうは一番遅いのですが手紙が三日ぐらいで来るし、それは向うにあるのですから、電報でも打つてお取寄せになり、それをあなたのほうで御検討になれば四、五日もあつたら、長くて一週間もあつたらできるのじやないですか。大したことはないのですから、それだけは一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(山縣勝見君) ちよつと速記をとめて。

午後二時二十二分速記中止

午後二時五十分速記開始

○委員長(山縣勝見君) それでは速記を始め。本件に關しましては、先ほど来前之園委員の御発言もあつて補助の対象になる損益金の査定等によつて更正するために、なお又従来の査定が適正であるかどうかというのを今後の審議の参考の上から知りたいたい御意見であります。従つてこの問題に對して、できるだけ説明がつくような資料を運輸省において至急に整えて、可能な範圍において整えて頂きたい。つては一つとして、表にありません。被補助会社のいづれかについて、もつと説明に便利であり又は適格であるものを選んで、そしてこの損失航路以外の航路がどういふふうな経緯になつてゐるかといふことの調査を至急に一つするよう、最大の努力を運輸当局においてして頂くことにして、本件に關する質疑は次

回に続行することにいたしましたと思ひます。御異議ございせんか。

【異議なしと稱ふ者あり】

○委員長(山縣勝見君) それではさうにいたします。

○委員長(山縣勝見君) それじや次に旅行あつた旅業法案を議題といたします。御質疑のおありのかたは御質疑を願ひます。

○高田寛君 それじや、まあ提案者に最初にお尋ねいたしたいのですが、まあこの旅行あつた旅業法というものを提出されたことを拝見すると、旅行業の取締と監督といふことだけがこの法案の内容のようになつてゐるのです。旅行あつた旅業法を提案されるに對して、一面これを監督される代りに一面又これを助成するといふような面をお考えにならなかつたのかどうか。又かういふ助成をする面はなくてただ監督する、取締るといふ面のみは大体政府提案が通常だと思つてゐるのです。それをまあ議員提案として出されたその趣旨のところを一つ私に呑み込めないでお尋ねいたしたいと思ひます。

○委員長外議員(石村幸作君) お説御尤もであります。その一、これを議員提案として提出いたしましたのは、御承知の通り旅行が盛んになつて来て外客もますます殖えて来る傾向になつて来た。然るに一方悪質な旅行業業者が依然として跡を絶たない。そこでこの交通業者や旅館業者、そういう関係者が迷惑するだけでなく、旅行をする、つまり例へば一般旅行者、特に学校の団体旅行、こういうふうなものについて非常に迷惑をする跡が絶たなかつたという状態であるのであります。そこでまあ、いわゆる業者、業者と言いますのは交通業者や旅館業者、又個々に一般旅行をする人たちからも、何とかこれが取締をせよとわねなければならぬというふうな声が多い間續いておつたのであります。そこでこういう法案を議員提出として出したわけでありまして、今御質問の通りこの取締のみであつて、助成の面が欠けてゐる。確かに取締の通りであります。併しこの取締に要するこの法案の実施によりするならば自然優良な質のいい旅行業者の信用も高まり、従つてこれが間接的にやはり一種の助成になる。こんなふうに見ておるわけでありまして、それで、而もこの法律を今出しましたのを契機として、将来何かの機会を捉えてこの法案をもつとして、旅行業界に對する保護助成の途を開かれるならば幸いだと、こう考へております。

【委員長退席、理事小泉秀吉君委員長席に着く】

○高田寛君 それじや次に、これはこの旅行業業者といふものが現在どのくらいあるのか。それからこの法案によつて登録されるものがどのくらいあるのか。政府のほうでおわかりでしょうか。

○委員長外議員(石村幸作君) これは全国的にまだ全部の把握ができない状態でありまして、それは事務所を持ち店舗を持つておる業者だけでなく、例へば船だけ持つて、船と名刺だけ持つてお客を探して歩くといふような、非常に多種多様でありまして、今現在の調べによりますと、大体三百三十六ぐらいを把握しておるわけでありまして、こ

つたという状態であるのであります。そこでまあ、いわゆる業者、業者と言いますのは交通業者や旅館業者、又個々に一般旅行をする人たちからも、何とかこれが取締をせよとわねなければならぬというふうな声が多い間續いておつたのであります。そこでこういう法案を議員提出として出したわけでありまして、今御質問の通りこの取締のみであつて、助成の面が欠けてゐる。確かに取締の通りであります。併しこの取締に要するこの法案の実施によりするならば自然優良な質のいい旅行業者の信用も高まり、従つてこれが間接的にやはり一種の助成になる。こんなふうに見ておるわけでありまして、それで、而もこの法律を今出しましたのを契機として、将来何かの機会を捉えてこの法案をもつとして、旅行業界に對する保護助成の途を開かれるならば幸いだと、こう考へております。

○委員長退席、理事小泉秀吉君委員長席に着く

○高田寛君 それじや次に、これはこの旅行業業者といふものが現在どのくらいあるのか。それからこの法案によつて登録されるものがどのくらいあるのか。政府のほうでおわかりでしょうか。

○委員長外議員(石村幸作君) これは全国的にまだ全部の把握ができない状態でありまして、それは事務所を持ち店舗を持つておる業者だけでなく、例へば船だけ持つて、船と名刺だけ持つてお客を探して歩くといふような、非常に多種多様でありまして、今現在の調べによりますと、大体三百三十六ぐらいを把握しておるわけでありまして、こ

これは邦人を専門にしておるのは三百三十六、それから一般旅行業、つまり外客も扱つておるものが約十五件、こんなふうな承知しております。

○高田寛君 それからこの旅行業業者は今まで行政措置でいろいろ取締つておられたと思ひますが、これはどの程度まで取締つていたか。又これが今度立法化するに對しては今までの行政措置では悪質業者を淘汰することができないといふお見込なのか、その辺の事情を一つ……これはまあ取締に當つておられた政府のほうにお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 旅行業者に對しては取締に關しましては、曾て戦争中に企業整備の観点から企業許可令といたしまして、旅行業を法律取締の対象にいたしましたことがございまして、併し戦後は勿論総動員法の廃止によりまして、この企業許可令が廃止になつたわけでありまして、そのときは悪質なる業者の取締というよりも、競争目的の遂行のために企業を整備するといふふうなことが主眼点であつたやうであります。それが廃止されまして以後は、この旅行業業者を業とする法律で取締るといふものは全然ないわけでありまして、ただ旅行業業者が不正行為等をいたしました場合には刑事上、或いは民事上の問題になるといふだけでありまして、而も一番我々が見まして困りますことは、不正行為をいたしましたし、民事上、刑事上の問題は別として、幾度も繰返して旅行業業者が旅行業を営むのをやめたとしても、又名前を変えて旅行業を繼續してや

のであります。こういうことが善意の旅行者に非常に大きな迷惑をかけておるといふのはこれは事実でございまして、これに對しまして運輸省としても観光事業を主管しておる關係上、十分の関心は持ちまして過去三年來旅行業の実態調査といふものを各都道府県、或いは陸海運局その他を通じて実態調査を実施いたしましたのであります。その結果によりまして適當な指導取締の方策を考へたのであります。が、何分法的な根拠がございせんので、事実上そういう悪質の業者にかからぬようにといふふうな啓蒙運動を起す、或いは又学校その他の団体に呼び掛けまして、なるべく堅実な業者を利用するようにと呼び掛けたり、或いは多年の経験のある立派な旅行業業者が積極的になつてゐる方面に活動範圍を拡げるようといふふうなことで指導するよりし方がなかつたわけでありまして、この点につきまして提案者からお話がありました通り、地方の、都道府県、学校、或いは又業者自体からも何らかの法的規制をする必要があるといふふうなことを要請して参つておつたやうな次第でございまして。

○高田寛君 この旅行業業者を登録するといふことによつて実態をつかみ、又監督して行くといふことなのであります。この第六条で「登録を拒否しなければならぬ」といふ、この条項に該当しないものはこれはもう誰でも、個人でも法人でも、それから又組織、経験如何、従業員の素質如何を問はず、誰でも無条件に登録すると、こういうおつたものでしょうか、この点一つ提案者にお伺ひしたいのですが。

○委員長外議員(石村幸作君) これは全

○委員外議員(石村幸作君) 原則として全部登録をして頂く。登録しないものは営業ができません、こういうことにしております。

○高田寛君 つまり登録すれば、この法案によると外客の斡旋に当るものは二十万円、日本人の斡旋に当るものは五万円の登録料を払えば誰でも登録されるということになります、登録されれば今度政府公認というより看板を振りかざしてどこにでも歩き廻るというよりなことになるわけですが、五万円の供託金を出さなければ政府公認の旅行斡旋業者だと言つては、歩み廻ると、ただ靴一つ下げて裸に従業員もない、一人で歩き廻るような、そういうものが不当に信用を勝ち得て、却つて大して信頼に足らないようなものまで、この登録をしたために政府公認という名称を振りかざして不当に信頼させ却つて事を誤るのじやないか、そういう点についてはどうお考えになりますか。

○委員外議員(石村幸作君) 誰でも登録すればできるはずであります、この第六条にございます通り、例えば申請をする以前に「三年の懲役又は禁錮の刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過してない者」とか、こういうふうな過去におきまして不正があつたとかいうようなものは登録させないわけであり、従つてここに一応登録して営業を開始いたしますと、お互いに業者同志もこれを監視いたしまして、そうして不正なことをないよう、明らかなる斡旋業者が行われるようにお互いに監視等もいたしておるので、若し一たび不正なことが

あれば、そこに罰金刑等の処分もあるものであります、又今お話しになりましたこの僅か五万円の保証金だけ積めばどんなものでもできると、こういうことにはなつております、ただ保証金のみをたくさん積みますというところはどうかと思ふのであります、つまり資力の点においては余り大したことはなけれども、その他の経験とか信用、経営者の人物という点で信頼が置けると、いわゆる善良な、優秀な業者に対しては余りそういうふうな意味で圧迫を加えないほうがいいだろう、こういう点も考へておる次第でございます、この登録の執行いたすならば、いわゆるこれを看板にして、むしろ悪質なことがあるのじやないかというふうなことも提案者としては一応は考へたのであります、これはそういうことをやれば必ずこの罰則もあることとあります、又業者の目が光る、お互いに光つておる。又その関係の交通、旅館、そういうふうな施設を利用させる、そういう業者等からも常に監視と言います、終始注意しておるのでありますから、この登録によつて相当地な実績が上ると、こう確信しておるわけであり、

○高田寛君 私の心配しますのは、つまり登録申請してここにいろ／＼禁錮以上の刑に処せられない者とか、こういう適格条件がありますが、これに該当しない者は登録を要求すれば、これは登録しなければならぬ。それで五万円の供託金を出さなければ、それで活動できるということになる、そうすると何ら経験も何もない者が登録すると、そうして政府公認の業者だと言つて名刺を振廻してお客を勧誘する。実際

修学旅行のお世話にしても、これに頼むと不正はないにしても、経験も何もなくてこれいろ／＼手違いで非常にお客に迷惑をかける、こういうことになりはしないか。登録するにしても条件は非常に寛大であり、供託金なども少い。これで登録というところから政府公認というふうな名刺を使うだろうと思ふのです。それが不当に世間の人の信頼を得て、却つてその旅行の斡旋を依頼するかに迷惑をかけるはしないかという点、こういう点を私心配しているのです。

○委員外議員(石村幸作君) お言葉のうち外客に對しましては、特にこの邦人を扱うのと分けましたのは、今の御指摘の経験能力、こういう点において特に必要でありますので、外客の斡旋をする業者を別扱いにしたわけであり、又保証金もその信用、資力等の、及びその保証の場合等の安全を確保するためにそういう措置をとつたのであります、邦人を相手とする業者に對しましては、そこまでやかましくやつておりませんでした。そも／＼これは斡旋業者は自由営業でありまして、余りに圧迫の度を加えることはどうか、そして現在自由にやつておりますので、一応この登録制を布きまして、これによつて全国この業界の状況を本場に一応把握することが先ず必要だと、こう考へたのであります。

○高田寛君 私の質問の方が足りなかつたのかも知れないと思ふのです、つまり自由営業ならば自由営業で、お客がよくその業者を見極めて選択をする。併し政府の登録業者ということになると余りその内容を調べず、その名刺を持つて勧誘すれば、す

ぐそれに頼む。頼んだところが経験も何もない。従業員も持つていないというふうなもので、非常にその旅行もうまく行かないで迷惑すると、これは外人ではありません、日本の修学旅行や何かの場合なんかですが、その点を登録制度ができたために却つて世の中の人が迷惑しやしないかという点を私は心配するのであります。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 只今御質問の点につきましては、勿論一部の業者の中にはそういう名前を振りかざして或いは不正行為をやるものも出て来るかと思ひますが、その点につきましては、若しこの法律が通過いたしましたならば、政府といたしましては一般旅行者等に對しまして十分この法律の趣旨を徹底させる必要があると思ふのであります。ただ登録を受けたということが一〇〇%の業者の信用を保証するゆゑんではないことは勿論でございます。登録をしなければ勿論旅行斡旋はできないわけであり、修学旅行等を計画する場合にやはり十分信用のある業者というふうなものを十分呼び掛ける必要があると思ふのであります。これはまあほかの法律でも、証券業法その他登録制度をとつたものは幾らかございすけれども、そういうものでもやはり同様な問題があると思ふのであります。併しそれはそういう適當な周知方法によりまして、或る程度そういう弊害は防げるのではないかと、若しこの法律が通過しておりましたら、若しこの法律が通過いたしましたならば十分そういう点に法律の内容を周知させると共に、利用

者側に対してはなお更よくこの法律の趣旨を徹底させて、登録業者であるが故に過信することのないよう指導して行きたいと思ひております。

○高田寛君 まあ今の点はもう少し議論のある点であると思ひますが、議論はあと廻しにしまして、もう少し御質問したいと思ふのですが、この登録業者の供託金が五万円、或いは外国の旅行者の斡旋をする者は二十万円というふうなこの基準は大体どういうところからきめられたものか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員外議員(石村幸作君) これは外国のほうを多くしたということ、先ほどお答え申し上げましたうちに織込んでおきましたが、つまり外客をまあ重く見たわけであり、そうしてこの外客を扱う業者の資力及び信用、それから補償の場合のことを考へまして、これを確保する意味においてその差をつけたわけであり、そうしてこれの基準と申しますと、外客と邦人との間の基準は二十万円、五万円、この程度を以て、こういうふうな考へた。即ち五万円もこれもむしろ少いけれども、先ほど申し上げました通り、ただ単に保証金をとるだけということでは、この善良である、資力は十分持たないけれども善良な、その善良なる業者を余りに圧迫しない、こういう程度であります、証券業法……実はフランス等の旅行斡旋の構想等も做つたのであります、我が国でも証券業者の信託会社、これにつきましては本店が十万円、それから支店その他の営業所は各五万円、それから信託会社に対しては資本金の十分の一以上、但し百万円を超えないことというふうな

例もございまして、あれこれこれを参照して決定した次第であります。

○高田寛君 まあ営業保証金と言えは、業者が何か損害を与えた場合のたの補償金だろと思ふのですが、例えは客から料金を取つておいた、それで旅館にその支払をしない場合に旅館が業者に対して要求しても払わん、その場合に保証金というものがものをいうと思う。それで今の物価からいつて五万四千程度の保証金で足りるとお考えになるかどうか、その点を一つ御意見、お見込みを伺いたいのです。

○委員外議員(石村幸作君) 一つの例えは不正行為があつて補償をしたという場合でしたら、先ず法人でしたら、五万円の限度でしたら、どうにか償われる、こう考えておるのであります。勿論そのうち四万円なら四万円補償としてこれで弁償すると、こういうふうな場合には同時に追加してその五万円に足りるまで補償の義務を負わせる、若しそれを埋め得ないような場合には取消しをする、こういうふうな考えております。

○高田寛君 もう少し質問を続けたいのですが、鉄道、軌道等の運輸事業とか、バス事業、定期航路事業、航空事業、こういうものが法人の旅行斡旋業者を営む場合には登録を要しない。それから一般が旅行斡旋業者を営む場合は登録を要することにしてあるのですが、この法人の場合登録を要しないこととしてある理由はどういう点にあるのでしょうか。

○委員外議員(石村幸作君) 運輸業者、これは最初免許を与えますときから、あらかじめ申請者の資力、信用等をよく調査いたしましたして、十分なる資

格を有するものにのみ与えておることは御存じの通りであります。そこで改めて本法によつて登録をし、又営業保証金を供託する必要もないと思ふのであります。そうしてこの運輸業者がこういう旅行斡旋業者を営むというところは当然なことと思はれるのであります。特にこの一般旅行斡旋、即ち外客を扱うものに對してはこの責任者の、又は使用人の過去の業務の経験又は能力等を要件といたしておるのであります。一般邦人に對しましては登録を必要としないというのは、以上の理由であります。

○高田寛君 それなら一つ伺ひたいのですが、世界一流のトーマス・クックとか或いはアメリカン・エクスプレスというふうな世界に信用も資力もあり経験も積んでおるものが、これも近く日本に來て旅行斡旋事業を営むと思ひますが、こういうものもやはり登録しなければ営業できませんか。

○委員外議員(石村幸作君) 外国の業者が日本へ支店なり営業所をおく、こういう場合も日本人同様登録を必要とする、こういうことにはいたしております。

○高田寛君 今その鉄道とか、軌道とか、こういうものは資力もあり信用もあるから登録を必要としない、ただ外人の旅行斡旋をやる場合には、経験も要するのだから登録せよという、そういうことと今のトーマス・クックのような資力もあり信用も十分であることが世界中に知れ渡つておるような業者、而も外人の旅行斡旋については万全の経験を持つておる業者、こういうものが来る場合になぜ登録させるかということですか。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 今のお話は御尤もではありませんが、運輸事業の場合には一応全部に互つて例外なく免許又は特許というふうな行為がありまので、その資力、信用というふうなものは十分調査済みで、十分な資格があるということができるわけでありまして、旅行斡旋業者の場合には、勿論その中には一般に又世界的に知れ渡つた業者もありまけれども、併しそういうものをどこで区分するかということはいふまでもなく、これははかばかしいことだと思ふのです。これはほかの登録或いは免許等につきましても、一々調査しなくても世間に知れ渡つた資力もあり信用もあり経験もある業者がありましても、やはり法の建前としては一律にやるべきものではないか。又今お話のようなエクスプレス、或いはトーマス・クックというふうなものが來ました場合には、勿論その資力、信用或いは能力というふうな点につきましては疑問はないとは存じます。併し併しそういうものであるからというこによつて除外例を設けるということとは、只今申上げましたように、どこで境界を設けるかということでは、政府側といたしまして、一応旅行斡旋業者に登録制度を設ける以上は、一律にやらざるを得ないのじやないかというふうな見解を持つております。

○高田寛君 この登録制度ができる、この登録業者につきましては、政府としていろいろ報告書の提出とか、こういうことが頻繁になるのじやないかと思ふのですが、複雑な報告書の提出を要求するということは、今の一般の業者の実態からいって非常に苦痛であらうと思ふのです。一面助成の途は

なくて、こういう報告だけいろいろ煩瑣な手数をかけるということは、関係の業者に非常に苦痛を与えるのじやないかと思ふのですが、この報告書の徴集については、これは実施の場合に當つて政府当局としてどの程度にお考えになつておられるか、この点一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(岡嶋大治郎君) この法案の二十六条に、運輸大臣が必要と認めるときに報告をさせることができるといふ規定がございまして、若しこの法律が通過いたしました場合に、政府側として考えておられますのは、一々業務の実態を報告させるような煩瑣なことはする必要はないと考えております。例えはこの二十六条で見まして、業者の組織する団体ということがございまして、こういうものがございまして、どういふ内容のものであるかといふことを知る必要があると思ふのであります。そういう団体の名前、組織或いはその事業目的というふうなものを一応報告を取る必要があるのじやないかと考えます。或いは又不正な行為をやりました場合に、運輸大臣が取消をすることができるといふことに相成つておりますが、そういうふうな不正行為があつた場合に、一応運輸大臣としては業者の言ひ分を聞くために報告を徴する必要があるのではないかと思ふのです。又料金等につきましては、不当に高い場合にはこれを變更させることができるというふうな規定がございまして、そういう場合にはその料金の算定基準というふうなものを一応報告してもらふというふうなことが起るのではないかと考えます。そういう

ふなうものも一応考えられるのじやないかと思ふのであります。業務に關して一々全部報告させるというふうなことは全然必要はないというふうな考え方をいたしてあります。

○高田寛君 いま一つ、この取締りの内容については、料金というものが大事な点であらうと思ひますが、この旅行斡旋事業の料金というものは、これは千差万別で、まあ例へば学生の修学旅行のようなものの場合にはできるだけ安いのがいい。一面又相当豊かな旅行者、殊に外国から来る旅行者などは万全のサービスを、各方面の十分な斡旋を要求する。そのために料金などは高いのを決していとわぬというふうな申込をして来るものもある。こういうふうな異なる関係業者とお客の間の交渉で料金などは千差万別だと思ふのですが、こういうものを届出さして、それでこれを取締るということが果して實際上できるものかどうか、又有効な取締りができるかどうか、この点を提案者としてどうお考えですか。

○委員外議員(石村幸作君) これはこの料金の届出であります。これはこの斡旋料を届出するというわけではございませぬので、その受取る料金の最高の額又は最高の料率をあらかじめ届出るわけでありまして、即ち団体旅行の主催とか、本人又は団体旅行の請負等の場合のものにつきましてはその最高の料率、それから旅行の手配によつて収受するものについてはその最高料金又は最高料率、こういうのを最高のものを届けておきまして、特に例外に届出た料金よりも遙かに多額の料金を取るような場合が起る、そのときにのみ

その都度届出をさせる、こういうことに考へております。

○前之圖書一郎君 私提案者になつておるので提案者に質問するのはよろしくと案です。政府に一つ運用の面について御意見を極く簡単に二、三……これは大分あるのですが、これを見てみると非常にどうも提案者の一人として恥しい気がするので、細かいことはあとで何かの機会に聞くことにしますが、非常に目につくことだけを一つお聞きしたいと思ひます。高田先生から非常に適切な御質問があつたのでありますが、成るほど御意見を承つてみますと、これは全く取締に終止しておるといふ感じがするので、取締法規である。積極的に斡旋業者を援助するとか、指導するとか、或いは教育するとかいふことは法文の中には何にもないわけなんです。併しこの法文の中に省令を以て定めるという言葉があるように、それが、そういう省令で何か積極面においても考へておられるのか。或いは斡旋業者の教育をするとか、講習会をやるとか、何らかの指導をやるのか、或いは助成するとかいふようなことを考へえになつておられるのかどうか。この法律が通過した場合に政府はそういうことをおやりになるのであるかどうかという点について、先ずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 業者に対する助成の問題につきましては、先ほど提案者からお話がありました通り、一応斡旋業界の実態というものを把握しました上で具体的な対策を考へたいと、こう思つておるのであります。省令自体は、この法律に基く手続をきめ

るのでありますので、すぐそこへ助成的な内容を盛り込むことは勿論でないと思ふのであります。現在旅行斡旋業界におきましても、この法律自体に非ざることを要するといふような御意見と同時に、やはり或る程度の助成措置を要するといふのであります。これにつきましても、法律に基かなくとも、例えば旅行斡旋業者が、関係いたしましたホテル、旅館等の宿泊業者或いは交通業者との関係におきまして、現在旅行斡旋業者が余り信用がないために不当な取扱を受けておるといふふうなことはたび／＼陳情もしておるのであります。そういうような点、業界の実態が把握でき、又これによりまして不正業者が絶つといふことになれば、政府当局といたしましても現在旅行斡旋業者と宿泊業者或いは交通業者との間の関係が旅行斡旋業者の側に不当に不利であるといふふうなものにつきましても、これを是正して行きたい、こういうふうな考へております。それにつきましても具体的な意見も大分来てはおりますが、この点につきましても非常に慎重にやる必要もあるのではないかと、いろいろ研究はいたしております。こういう法律ができましたあとの裏付けといたしまして、そういうことも十分やりたいといふような考へを持っております。

○前之圖書一郎君 この法律が通過して施行されるに於いてどのくらいの人員が要するののか、どのくらい予算を考へておられるのかという点をお伺いしたい。

○政府委員(岡嶋大治郎君) この法律が若し通りました場合には、必要な経

費につきましても、登録業者が大体どの程度あるかということによつて大分違つて来るわけでありまして、私もとしましては若し法律が通りましたならば補正予算等で一応要求したいと考へておりますが、本省等におきましては主として、何と申しますか、この法律実施によつて、先ほど申し上げました各方面に周知させるための経費、こういうものが主になるものであります。これは大体私どもの考へ方では五、六十万円から七、八十万円あれば済むのではないかと、こういうふうな考へます。

普通日本人を相手とする旅行斡旋業者の登録は地方に移譲いたしますので、地方におきましてはこの法律を周知させる、そしてこの適正な運用を図るというところが主たる仕事でございまして、初年度に或る程度をうける周知の費用が七、八十万円くらいかかるのではないかと、こういうふうな考へます。それから地方は都道府県に大部分の仕事が移譲し、そして一部を運輸業者が旅行斡旋をいたします場合の料金の問題につきましても、運輸業者はこの仕事を任せ、こういうつもりでおるわけでありまして、これにつきましてもやはりやり方次第でございまして、理想的にやりました場合には、人件費を一応除きまして考へますと、各府県全部に亘りまして大体二百万円くらいあればいいのではないかと、こういうふうな考へております。

併しこれも今申し上げました通り、斡旋業者が登録を要求して来るものが、そういうふうな各府県全部に亘るかどうかというふうな点でありまして、現在実情から申上げますと、東京、大阪その他の大都市を含む地方に旅行斡旋業者

が集中をいたしておりますので、地方には、報告によりましますような府県もございまして、併しこれは店舗を張つておるものは把握ができませんが、そうでないものは把握ができませんので、私もいたしましては一応ある、そういう府県におきましても旅行斡旋業者が或る程度存在するといふことを前提にいたしまして想定いたしました経費はその程度でございまして。

○前之圖書一郎君 人はどれくらい要するのですか、これに要する。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 人の問題につきましても運輸省にいたしましては、運輸省に關しましては理想的に申上げれば二名乃至三名の人員を必要とすると思つておられますが、併しこれは實際問題として非常に困難でありますので、現在の人員を以てやるよりいたし方がないのではないかと、見通しとしては、こういうふうな考へております。それから地方につきましても、これも想定でございまして、今申し上げました六大都市等を含む府県その他の旅行斡旋業者が多いと思われるような府県等につきましても一人、東京、大阪等については二人くらいあればいいのではないかと、そう考へますと全体で特に入を要するといふ府県は十二、三名程度ではないかと、こういうふうな考へます。

○前之圖書一郎君 先ほど高田先生がお聞きになつたところですが、この第二条の中に対価、これは対価は両方から取れるようになっておるのです。併し、斡旋を依頼した人からも取り、施設を經營する者からも取れるようになっておるようですが、その通りですか。

○委員外議員(石村幸作君) 対価と申しますのは、旅行者から取る手数料だけでなくして、例えば旅館の部屋を予約する世話をする、そういう場合には旅館のほうから、早く申しますと割引し、こういうのを取つております。これを両方に対価とみなしておられますが、これは両方から取るという意味でなしに、お客さんから取る場合と、旅行者から取る場合と、又旅館等から割引して取る場合と二つの様式になつておりますので、その両方を指したわけでありまして。

○前之圖書一郎君 今提案者から御答弁があつて少しおかしいのですが、私がお伺いしたいのは、賃金を取るのか料金を取るのかといふことは省令で大体おきめになるだろうと私は思ふので、そういうような割合、つまり依頼者から取る場合と、それから施設の經營者から取る場合と、どういふような割合、或いは又どういふ比例等で取るような省令をおきめになるつもりかと、こういうことを政府から御答弁をお願いしたいといふことだつたのです。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 対価、即ち料金につきましても、この法律によりましますと届出制度に相成つておるわけでありまして、省令でも勿論そういうことはきめなければいけません。ただ届出の方法といたしましては省令で様式をきめる必要があると思ふのであります。それにつきましても先ほど提案者からお話がありました通り、いろいろの場合があるのであります。併し、私も一応考へておきますのは、日本人を対象として考へます場合には、一応旅行の種類を普通旅行と修学旅行というふうに分けます。これは通常の場合に修学旅行のほうに安くなつてお

りますので、先ず普通旅行と修学旅行の二つに大別いたします。そうして普通の旅行の内容を、これは団体を主催する場合と、請負する場合と、それから旅行の手配をする場合と、それからもう一つは附添旋旅の場合、こういうふうに四つに分けます。又修学旅行につきましては、請負の場合、手配の場合、附添旋旅の場合、この三つに分けておるのではないかと、それから通常の場合において、やはり人数によりまして百人以上、三百人以上というふうな幾らか人数によりまして料率等も異つておりますので、そういう人数による差別というものが分ける必要があるのではないかと、こういうふうな大体考へ方で、それによつてきまして旅行旋旅の最高料金又は最高料率というものを書き出して頂く。それからもう一方、こういう旅行旋旅によりましては旅行者側から取らずに運輸業者からの割戻しによりまして営業しておるものがありますので、運輸業者からの割戻しにつきましては、ホテル、旅館等から何%、国鉄から何%、地方鉄道、軌道から何%、自動車から何%というふうなことで届出をもらうことが適当ではないかというふうに実は考えております。

○前之園喜一郎君 政府委員に今の問題をお伺いしたいのですが、この第四条に「事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならぬ」と、この運輸省令というもので、或いは最高の料金、最低の料金というものを一応考へるといふわけではないのですか。

○政府委員(岡崎大治郎君) 只今私が申し上げました旋旅料金の届出手続につ

きましては、これは十二条に書いてあります。「旅行あつ旋旅を営む者は、運輸省令で定めるところにより、旅行あつ旋旅の料金を定め、これによりまして運輸省令で今申し上げましたような料金届出の手続及び内容をきめて行きたい、こういうふうな考へております。今お話になりました第四条につきましては、料金のことでございまして、添付書類といたしまして主として事業計画に關係のある事項でございまして、例へて申し上げますと、旅行旋旅の内容、今申し上げました通り旅行内容、どういふ旅行旋旅をするかということ、それからその事業の活動区域といふようなもの、それから、その他法人につきましては、法人關係のいろいろの簿本、それから財産目録、貸借対照表といふふうなもの、役員その他の履歴書その他法人でない組合等につきましては、その組合の契約書といふふうなもの、個人につきましてはやはり戸籍抄本、履歴書といふふうないろいろ事務的な届出書類がたくさんございまして、そういう事業計画に關係のあるものと、それから登録を受けるに際して必要な書類といふふうなものを主として考へておりますので、運輸省令で定めますものはそういう書類の記載字句、内容、種別を主としてきめて行つたらいのではありませんか、こういうふうな考へております。

いいのですか、そういうふうなものは要らないのですか。

○政府委員(岡崎大治郎君) この法律の建前を見ますと、一応四条のほうは登録申請の場合に必要な手続のことを書いてあるのではありませんか、別に十二条に旅行旋旅の料金の届出のことが書いてあります、料金をあらかじめ届出なければならぬということになつておりますので、これから見ますとやはり一応四条と十二条と別に考えまして、四条のほうは登録に必要な関係書類の提出だけでいいのではないかと、十二条によりまして事前に料金届出といふことが必要になつていふように思われます。私もはそういうふうな考へ方をいたしております。

○前之園喜一郎君 もう二点だけお伺いいたします。第四条の所でこの第一項の第二号ですね、「営業所又は代理店の名称及び位置」と、「代理店」という言葉の使い方は非常にまぎらわしいことになるのではないですか、取扱上。それはまあ御承知のように商法の觀念で言つて、やはり独立の商業になつて、あとのほうで「代理店」は、営業所とみなす」と第十一条に釈明はしてあるけれども、こういう釈明をするまでもなく、やはり営業所又は出張所、支所といふふうなふうに明確に書いて置くほうがこれはまぎらわしくなっていくのではないかと私は今気がするわけですが、代理店といふことをここに出すといふことはおかしいのではないかとおもうのですが、どうでしょう。

○法制局参事(岡崎庄盛君) 代理店の問題につきまして法制局のほうからちよつとご答へ申し上げます。第一点は、旅行旋旅業者の代理店を置きました場合にはその代理店は勿論旅行旋旅業者とは別個の業者でございすけれども、代理店を営むといふことは、これは旅行旋旅業者を代理店がやつてゐるのではありませんか、代理店は旅行旋旅の代理業者をやつてゐることにありますので、代理店個人は、代理店そのものは全然この法律の対象外になるわけでありまして、それではこの旅行旋旅業者を登録して取締をするという目的から外れるという御趣旨でありましたので、代理店は旅行旋旅業者の営業所なみに扱ふといふことにしまして、旅行旋旅業者のほうで申請をします場合に、その代理店の名称及び位置を出させるといふことにしたわけでございます。

○前之園喜一郎君 これはあなたのほうに聞くべき筋合ではないのですが、代理店といふものはいふゆる商法上の法律用語であるので、それを事務所とみなすといふのはおかしいように思ふわけなのですが、一応あなたはどうか解釈されるかといふことを聞いただけなわけなんです。

それからもう一つ、第六条と十九条の一項の關係について、あなたがたの御意見を一つお聞きしたいと思ふのですが、第六条の第一項の一号、「第十九条の規定により旅行あつ旋旅の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過してない者」と、ところでこの第十九条によると、期限を付してあるのです、第十九条「運輸大臣は、旅行あつ旋旅業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。」これは期間がきめてあるのです。それで二カ

年なんといふことがここに出て来るのは少しこれはどうも何かの間違ひじやなかつたかと思ふわけなのですが、やはりやり方としてお困りになるのじやないですか。

○法制局参事(岡崎庄盛君) 今の点につきまして、十九条で「六箇月以内の期間を定め」と申しますのは、業務停止の期間でございまして、登録の取消の期間は別にないわけでございます。

○前之園喜一郎君 十九条のほうで六カ月の期間が経過すると、これは前に還つて来るわけでしょう。六カ月の期間を経過すれば又営業は復活するといふことになるわけなんですか。ですから第六条で二カ年といふことは少しおかしいと思ふのですがね。

○法制局参事(岡崎庄盛君) 第六条の第一項におきます「登録を取り消され」と申しますのは、取消がありまればそれが復活するといふことはまあないわけでございます、十九条の六カ月の期間といふのは、その業務停止の期間でありまして、例えば登録業者につきましては、登録を取り消す場合もあつて、又六カ月以内におきまして二カ月とか三カ月とか限りましてその間の営業停止を命ずるといふこともできるわけでありまして、それから登録を受けない交通事業を行うものがやります場合には、これは登録がございませぬので、業務の停止だけにあります。その業務停止の期間が六カ月以内といふことになるわけでありまして。

○前之園喜一郎君 業務停止でしたね、それはそれでいいわけですね。まあその他いろいろありますけれども、あなたの方のほうに私のほうが聞くとい

○高田寛君 私から一つ伺いたいのですが、第十二条に「旅行あつた金の料金を定め、」というのがあるが、この料金の内容をいまだ少しくはつきりと御説明願いたいと思うのですが、この料金というのは、旅行の斡旋を依頼するお客から取るものと、それからさつきの提案者の御説明の中に、旅館などから取るものも対価であるというようなお話があつたのでありますが、この料金の内容を一つ改めてお伺いしたいのです。

○政府委員(岡嶋大治郎君) この法律にございまする十二条の旅行鞍旋料金につきましては、御提案者の立案の趣旨を汲みまして私どものほうで考えておりますのは、料金につきましては、第二条によりまして、旅行者側から取る料金と運輸業者或いは宿泊業者から受ける割戻し或いは手数料との二種類あるわけでございしますが、こういうふうなものにつきまして、私どもとしましては最高料金又は最高料率の届出をするので十分ではないかと、こういうふうに考えております。そうしてその分け方といたしましては先ほど申上げましたように、一応大区分としては、普通旅行と修学旅行というふうなものに分けまして、それを普通旅行のほうは主催と請負と手配と附添騎旋とこの四種類に分ける、修学旅行のほうは請負と手配と附添騎旋というふうなものに分ちまして、又それ／＼につきまして人数に応じて料金と料率の区分分がありますれば、それも書いて頂

○高田寛君　そうしますとこの料金というのは、その旅行者のほうから取るだけでなく、運輸機関や又は旅館業者から取る、そうすると例えば修学旅行者を世話するときに五百円の宿泊料ということと契約して置いて、実際はその二割の料金を取れば、実際四百円の泊りに実質はなつてしまふ。それを政府としてもそういうやり方を認めると、こういうわけですか。

○政府委員(岡嶋大治郎君) この十二
条によりますと、とにかく届出制度に
なつておりますからして、實際問題
として両方から取つておれば、両方か
ら取つておるということを届出して
もらわなければならぬと思うのであ
りますが、実情を見ますと大部分の
場合は一方から取つておる場合に
多いのであります。両方から取る
場合というのは殆んど私はないと思
います。或いは交通業者から払戻し
を受けると同時に、一方旅行者側
から一人幾らというふうな手数料
をまとめて取るという

かと思ひます。

○高田寛君　そうすると提案者の御説明は、まあ両方から取るということだと、そうするとこの法律が運用される場合に政府としてはやはり両方から取る、旅館からも一割とか二割とかというその手数料を取るといふ届出があつ

ても、それは不当だからと言つて直させるという指令はしない、そのまま認めると、こういう御意見ですか。

○政府委員(岡嶋大治郎君) この法律によりますと一応届出るといふことになつておりまして、それが第十二条の第二項で、甚だしく不当なものであるという場合に變更命令を出すことができる、こういうことに実は相成つておるわけであります。若しこの法律が通りました場合に、私どもとしましては、一応そういう料金の届出を受けまして全体として旅行斡旋業界の料金と

だ変更命令というのを適用する場合は極めて稀な場合しかないと、私どもはそういうふうには実は考えております。この料金届出につきましては、一応先ず実態を把握するということが一番大きな効果ではないか、それに基いて業界全体が適正な方向に動いて行くように行政上の指導というふうなものを今後やつて行くということが肝要で

お話をよると修学旅行のような場合

○理事(小泉秀吉君) それでは速記を始めて。それでは時間も参りましたから本日はこの程度にして更に日を改めて続行するという事にいたしましたと思ひます。本法案の審議は本日はこれを以て中止いたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(小泉芳吉君) それでは速記を始めて下さい。丁度今委員長が不在になつておりましてけれども、かねて委員長にも申入れておつた通りでありますが、運輸省設置法の一部改正案、現在

に、海運局に次長を一名、鉄道監督局に次長一名を常設するということに運輸委員の懇談の際にお諮りいたしました。よろしくご意見を伺いますか。

○理事(小泉秀吉君) それでは本日はこれを以て散会いたします
午後四時十一分散会
六月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、折尾、遠賀川西駅間および折尾、中間駅間に停車場設置の請願（第二三四四号）
一、北海道室蘭市に鉄道管理局設置の請願（第二三六〇号）
一、室蘭港を基点とし本州、北海道間連絡航路開設に関する請願（第二三六二二号）
一、片町線鉄道複線化に関する請願（第二四〇三三号）
一、塩釜港を特定重要港湾に指定の請願（第二四二八号）
一、国道二三三三号七浦穴水線に国営バス運輸開始の請願（第二四五〇号）
一、新渡線復活等に関する請願（第二四六五号）
一、福知山、宮津西駅間鉄道敷設に関する請願（第二四六六号）
一、大石田、芦沢西駅間に亀井出駅設置の請願（第二四六七号）
一、岩城港修築工事施行に関する請願（第二四九八号）
一、日の影線鉄道延長工事促進に関する請願（第二五三二二号）
一、日の影線にディーゼルカー運行の請願（第二五三三三号）
一、社団法人東海貨物検査協会等の設立に関する陳情（第一二三三三）
一、撤収鉄道復活救済に関する陳情（第一二六四号）
一、野岩羽線未完成区域視察に関する陳情（第一一六六号）
一、野岩羽線鉄道敷設促進に関する陳情（第一一六七号）
第二三四四号 昭和二十七年五月十七日受理

折尾、遠賀川西駅間および折尾、中間駅間に停車場設置の請願
請願者 福岡県遠賀郡水巻町 長 大員五十三
紹介議員 吉田 法晴君

福岡県水巻町は、新興炭都としてまた地理的に遠賀郡の中心地に位し、郡内所在の鉄山、商店等の事業拡張に伴い町政は日々おつて発展しつつあるが、交通機関は、当町の中央を門司、福岡間の国道が貫通し、これに準行して国鉄鹿兒島本線と筑豊本線が横断しているにもかかわらず町内には一箇所の停車場も有しないため、東は約二キロ三百の折尾駅に、西は約二キロ二百の遠賀川駅に、南は二キロ余の中間駅に至る外ない現状であるから、折尾、遠賀川西駅間ならびに折尾、中間西駅間に停車場を設置せられたいとの請願。
第二三六〇号 昭和二十七年五月十九日受理
北海道室蘭市に鉄道管理局設置の請願
請願者 北海道室蘭市長 熊谷 綾雄外九名
紹介議員 岡田 信次君

国鉄道において、全国に新たに鉄道管理局を設置することを計画している由であるが、北海道は面積において東北七県をしのぎ、しかも総合開発の途上にある等、他府県と異なる幾多の特殊性があるが、室蘭港を中心とし、釧路、日高、十勝地帯との関連性を充分に検討せられ、室蘭市に鉄道管理局を設置せられたいとの請願。
第二三六二二号 昭和二十七年五月十九日受理
室蘭港を基点とし本州、北海道間連絡航路開設に関する請願

北海道と本州を結ぶ定期連絡航路は現在一応主幹線として青函連絡のみであるが、室蘭港と青森港とは戦前には定期航路が開設されており、戦後も市民の強い要望により大阪商船により再開を見たものの、汽船の故障等が多い上に隔日航路のため利用度が減少して目下運休の状態にあるから、国鉄による室蘭を基点として本州を結ぶ定期航路の開設を実現せられたいとの請願。
第二四二八号 昭和二十七年五月二十二日受理
塩釜港を特定重要港湾に指定の請願
請願者 宮城県議会議長 今野 貞亮
紹介議員 高橋進次郎君

塩釜港のヒンターランドは東北地方一帯に及んでいにかかわらず、港灣の施設が整備されないため、東北地方から生産される年間約五十万トンの外国輸出貨物と約五十万トンに上る外国輸入物資はその他の潜在物資とともに貨車輸送により横浜、清水、神戸等の各港により取り扱われていることは産業と輸出入の統計上明白であり、これによつて生ずる運賃差ははるかに上るのみでなく、陸上運輸の不円滑な東北地方をして、ますます混乱させひいては東北の産業開発にも重大な支障を与えている結果となつていから、塩釜港を特定重要港湾に指定せられたいとの請願。
第二四六五号 昭和二十七年五月二十六日受理
新渡線復活等に関する請願（二通）
請願者 富山県新湊市長 杉本 兵太外二名
紹介議員 青山 正一君

富山地方鉄道の新渡線乗入れにより国鉄の客車廃止に伴う新湊市民の不利不便是誠に甚大であるばかりでなく、本市の発展上大きな障害となつていから、同線乗入れの際運輸省当局の確約の通り国鉄新渡線を即時復活するとともに、将来新渡線を高山線に接続する一大計画の一環として新湊市内への国鉄導入を実現せられたいとの請願。
第二四六六号 昭和二十七年五月二十六日受理
福知山、宮津西駅間鉄道敷設に関する請願
請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

片町線鉄道複線化に関する請願
第二四〇三三号 昭和二十七年五月二十一日受理

請願者 北海道室蘭市長 熊谷 綾雄外九名
紹介議員 岡田 信次君

請願者 大阪府布施市長 鈴木 義伸外三十六名
紹介議員 瀧淵 春次君

請願者 宮城県議会議長 今野 貞亮
紹介議員 高橋進次郎君

請願者 富山県新湊市長 杉本 兵太外二名
紹介議員 青山 正一君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 大阪府布施市長 鈴木 義伸外三十六名
紹介議員 瀧淵 春次君

請願者 宮城県議会議長 今野 貞亮
紹介議員 高橋進次郎君

請願者 富山県新湊市長 杉本 兵太外二名
紹介議員 青山 正一君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 京都府福知山市長 牧 野源太郎外七十九名
紹介議員 大野木秀次郎君 岡田 信次君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

請願者 石川県鳳至郡七浦村 長 山崎手市外九名
紹介議員 中川 幸平君

福知山駅を起点として運行する私鉄北丹鉄道の終点河守駅をへて大江山山脈を横断し国鉄宮津駅に至る三十一キロの鉄道路線敷設が実現すれば、地方産業の繁栄ならびに文化の開発向上はもとより、この路線により京阪神と日本海方面の要衝を最短距離に結ぶこととなり、三大都市と山陰物資の交流に強力な輸送力を与え、さらに観光価値を倍加することとなるから、本路線を国有鉄道に編入し既設路線の移管ならびに未設区間の敷設を実現せられたいとの請願。

第二四六七号 昭和二十七年五月二十六日受理

大石田、芦沢両駅間に亀井田駅設置の請願

請願者 山形県北村山郡亀井田村長 青木秀男外三十四名

紹介議員 小杉 繁安君

国鉄奥羽本線大石田、芦沢間八キロに亘る山形県亀井田村は面積五十平方キロメートル、人口八千人を有する大村でありながら、本村地内に駅がないため大石田駅、または芦沢駅まで四キロから十二キロ、夏季でもバスの運行がないため徒歩のはかなく、積雪多量の冬季の苦難は想像以上であるから、すみやかに本村隣部落に亀井田駅を設置せられたいとの請願。

第二四九八号 昭和二十七年五月二十六日受理

岩城港修築工事施行に関する請願

請願者 愛媛県越智郡岩城村長 沢村清見

紹介議員 野田 俊作君

愛媛県岩城港は、古来より良港として

知られ、しかも瀬戸内海屈指の造船所を有するため、同地方唯一の繁栄を示していた。しかるに同港の港湾施設は、徳川時代の築造であるため、老朽はなはだしく、ことに最近における出入船舶の激増によつて、その能力は限界に達しているから、同港の修築工事を国費をもつて施行せられたいとの請願。

第二五三三号 昭和二十七年五月十七日受理

日の影線鉄道延長工事促進に関する請願

請願者 宮崎県延岡市長 仲田 又次郎

紹介議員 岡田 信次君

宮崎県延岡市と熊本県高森町を結ぶ鉄道は現在宮崎県日の影まで敷設されたまま一応中止の形となつてゐるが、本線は国家的重要な九州横断鉄道としてこれが完成は地方文化の向上にも論資源開発の上からも一日も放置できない実状にあるから、すみやかにこれを予算化され一日も早く着工されたいとの請願。

第二五三三号 昭和二十七年五月十七日受理

日の影線にディーゼルカー運行の請願

請願者 宮崎県延岡市長 仲田 又次郎外九名

紹介議員 岡田 信次君

日豊本線延岡より分岐する日の影線は東西臼杵郡より日豊本線に出る唯一の鉄道であり、現在その運行回数の少いため時間的制約による利用者側の不便と十数箇所のトンネルによる車内の汚損とにより折角の施設による恩恵は半減されているから、本線にディーゼル

カーの運行を実施し利用者の利便を図るとともに、沿線の観光、地下資源開発を図られたいとの請願。

第一一三三三号 昭和二十七年五月十四日受理

社団法人東海貨物検査協会等の設立に関する陳情

陳情者 名古屋市港区港本町五ノ八東海貨物検査協会内

運輸大臣の意見書および事務当局最高責任者の言葉に従つてなされた、社団法人東海貨物検査協会および社団法人近畿貨物検査協会設立申請書を、運輸省が受理してから既に六十日の日数を経たにもかかわらず今日まで放置しておくのはいかなる理由に基くものであるか調査の上、すみやかに許可されるよう善処されたいとの陳情。

第一一六四号 昭和二十七年五月十七日受理

撤収鉄道復活救済に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四撤収鉄道復活同志会

戦時中政府の強制命令によつて、鉄道施設を撤収されたが、その条件として、(一)過去三箇年間の平均利益金ならびに事務費、保持費を毎年補助すること、(二)後日、鉄道復旧工事費として、供出代金を交付すること、が公約されたが第一条件は終戦と同時に停止され、第二条件は戦時補償特別税の名称のもとに没収されて殆んど公約がはたされていないから、国家の独立回復とともにこれが救済の方策を講ぜられたいとの陳情。

第一一六六号 昭和二十七年五月十七日受理

野岩羽線未完成区域視察に関する陳情

陳情者 山形県米沢市長 高橋広吉

野岩羽線建設工事中大戦のため未完成区域となつてゐる米沢、熱塩間の既測量地点を本線貫通実現のためすみやかに視察せられたいとの陳情。

第一一六七号 昭和二十七年五月十七日受理

野岩羽線敷設促進に関する陳情

陳情者 山形県米沢市長 高橋広吉

野岩羽線は栃木県今市から福島県荒海、若松、喜多方、熱塩をへて山形県米沢市を結ぶ鉄道で、全長二百五十キロの中百十三キロは完成し、大戦のため米沢、熱塩間三十二キロ、荒海、今市間六十二キロを残し中止となつてゐるものであるが、本鉄道の開通により沿線重要資源の開発は国家経済再建に寄与するとともに国防上重要な意義をもつものであるから、すみやかに本鉄道建設工事中未完成区域の完成を図られたいとの陳情。

昭和二十七年十月二十四日印刷

昭和二十七年十月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局